

東京都における住居表示の 実施に関する一般的基準

昭和42年10月2日

東京都総務局行政部

目 次

第 1	住居表示の実施基準	1
1.	町の区域の合理化	1
2.	町の名称の定め方	2
3.	街区割り	3
4.	街区符号のつけ方	3
5.	住居番号のつけ方	3
6.	住居表示のしかた	5
7.	団地における住居表示の特例	5
8.	中高層建物のうち区分所有されている ものの住居表示の特例	7
9.	住居表示台帳	8
10.	住居表示旧新対照表及び住居表示新旧対照表	9
11.	住居表示新旧対照案内図	9
第 2	表示板の基準	11
1.	街区表示板	11
2.	住居番号表示板	12
別紙 1	住居表示図	15
" 2	街区符号配置図	16
" 3	住居表示旧新対照表	17
" 4	住居表示新旧対照表	18
" 5	住居表示新旧対照案内図	19
" 6	街区表示板	20
" 7	色彩指定	22
" 8	ローマ字による街区表示板	22
" 9	住居番号表示板(その1)	24
" 10	" (その2)	26

東京都における住居表示の実施に関する一般的基準

(昭和38年7月1日)
総行指発第416号

改正 昭和42年10月2日
総行指発第755号

第1 住居表示の実施基準

1 町の区域の合理化

街区方式によって、住居を表示しようとする場合において、その区域内の町（字を含む。以下同じ。）の区域について、(1)及び(2)に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態に即しつつ、できるだけ(3)によりこれに適合するように、その町区域の合理化に努めること。

(1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線であることが適当であること。

(2) 町の形状及び規模

ア 町の形状は、その境界が複雑にいくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成しているものであること。

イ 町の規模は、当該区市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定められていること。

(3) あらたに町の区域を合理化する場合には、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等を勘案しつつ、次の基準によることが適当であること。

ア 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定めること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

イ 町の形状

町の形状は、その境界が複雑にいきくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって一団を形成するように区画すること。

ウ 町の規模

町の規模は、当該区市町村の性格、当該隣接地域の町の状況、用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように適当な規模に定めることとする。

2 町の名称の定め方

1. による町の区域の合理化のため新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によること。

(1) 従来の町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択すること。

(2) 当用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとする。

(3) 同一市町村の区域（特別区の存する区域を含む。）内で、同一の名称又はまぎらわしい類似の名称が生じないようにすること。

(4) 従来の町の規模が大きい町の場合に、町の名称として丁目をつけるとき、あるいは小さい町の場合に、町の名称をつけるときには、その内容を十分検討のうえ行なうものとする。

なお、丁目の数はおおむね四、五丁目程度にとどめることが適当であること。

(5) 丁目の配列は一系列の放射式とし、場合により環状式とすること。

ア 特別区にあっては、都心を皇居と定め、放射式の町は都心に近い点を起点として放射状に進み、環状式の町は、地方的中心に近い点を起点として、都心に対して環状に進むよう配列すること。

イ 市町村にあっては、特別区に関する基準に準拠するか、あるいは当該市町村に中心となる場所を定め、それを起点として放射式又は環状式に配列すること。

3 街 区 割 り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等恒久的な施設によって画すること。
- (2) (1)に基づいて画された街区の規模が、住居表示の単位として適當でないときは、次の一定の基準によって、街区を画することができること。
 - ア 公衆用道路として利用されている私道で容易に変更されないもの。
 - イ 街区の規模が著しく広大で住居表示の単位として適當でない街区にあっては、当該街区内の恒久的な施設又は著名な地物。
 - ウ 街区の規模が狭小にすぎ住居表示の単位として適當でない街区で、隣接の街区と合わせた方が適當であると認められるものについては、その両者の街区。
- (3) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとするが、参考までに標準を示せば、住居を主とする地域においては、面積 $3,300\text{ m}^2$ ($1,000$ 坪)、戸数 20 戸程度であること。

4 街区符号のつけ方

- (1) 街区符号は、数字を用いて、町ごとに順序よくつけること。
- (2) 街区符号の起点は、原則として、特別区にあっては、都心に近く、都心からみて右側の街区とし、市町村にあっては、特別区に関する基準に準拠するかあるいは当該市町村の中心となる場所を定め、その場所に近く、その場所からみて右側の街区とすること。
- (3) 街区符号の配列は、右廻り連続蛇行式とすること。

5 住居番号のつけ方

- (1) 住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき設定された住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という。)によって、建物その他の工作物(以下「建物等」という。)につけるものとする。

ア 基礎番号のつけ方

- (ア) 街区の境界線をあらかじめおおむね15mの間隔(以下「フロンテージ」という。)に区切り、基礎番号をつけること。
- (イ) 基礎番号は、4(2)の街区符号の起点に準拠し、その街区の右側の角を起点として、右廻りに順次番号をつけ街区の一辺にフロンテージに2分の1未満のは数が生じたときは、その部分は直前のフロンテージに加えて定めること。
- (ウ) 街区の角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定めること。

イ 住居番号のつけ方

- (ア) 住居番号は、次の各号に該当する基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすること。
 - a 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。
 - b 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。
- (イ) (ア)に基づいて住居番号がつけがたい特殊な場合の住居番号のつけ方は、次の一定の基準によってつけること。
 - a 建物等の出入口または通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすること。
 - b 建物等に主要な出入口または通路が二つ以上あるときは、区市町村長の認定により、主要な出入口または通路を一つ選定して、その出入口が接し、または通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすること。
 - c、一街区の全部を一つの建物等がしめている場合においても(ア)によるものとし、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号をもって住居番号とすること。

ウ 住居番号のつけ方の特例について

住居番号をつける場合は、フロンテージ方式によることとされているが、恒久的な建築物（施設）の所在する地区においては、次のような方法によることができること。

(ア) 一街区中に一施設だけの場合は、フロンテージに関係なく住居番号をつけることができること。

(イ) 街区中の建物のほとんどが、恒久的な高層ビルのみで占められる街区にあっては、各建物の住居番号は棟番号的なものとなるように付定することができること。

(2) 住居番号をつけるべき建物等は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げる建物等であっても、主たる建物でなければこの限りでないこと。

専用住宅用建物、併用住宅用建物、農家住宅用建物、アパート、ホテル、簡易旅館用建物、旅館料亭用建物、待合用建物、店舗百貨店用建物、劇場映画館用建物、キャバレー・ダンスホール用建物、浴場用建物、病院用建物、事務所銀行用建物、工場用建物、倉庫用建物、市場用建物、学校（各種学校を含む。）用建物、集会場、官公署用建物、宗教用建物、公共の用に供する建物、公園等の施設、路外駐車場

上に掲げる建物等のほか、住居表示を必要とする建物等については、区市町村長の認定によること。

6 住居表示のしかた

(1) 住居表示のしかたは、次の例のとおりとすること。

	町 名	街区符号	住居番号
東京都〇〇区(市)	〇〇町〇丁目	〇番	〇号

(2) 略記のしかたは、次の例のとおりとすること。

	町 名	街区符号	住居番号
東京都〇〇区(市)	〇〇町〇	— 〇	— 〇

7 団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団等がある一定の区域をもった一団の土地

に集団的に住宅を建設し、または建設しようとする地域（以下「団地」という。）における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。

(1) 町 名

住居表示のうえから、便宜であると認められるときは、町の名称の一種として、〇〇団地という呼称を用いることもさしつかえないこと。

(2) 街 区 割 り

ア 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、幅員おおむね4m以上の道路（一般交通の用に供する道路。）によって画された区域をもって一街区とすること。

イ アの街区の中に団地設計によらない他の建物等がいくつ存在する場合には、その建物等も含めて街区を画するものとする。

ウ 団地の状況から適当と認められるときは各棟の存する区域をそれぞれ一街区とすることもさしつかえないこと。

(3) 住居番号のつけ方

ア (2)ウによる街区割りをする場合を除き、棟番号と各号の番号とを合わせて住居番号とすること。

イ 棟番号は、都心または地方的中心に最も近い建物を起点として、街区ごとに4「街区符号のつけ方」(3)に準拠して順序よくつけるものとする。ただし、すでに棟番号が一定の基準によって順序よくつけられているものについてはそのまま用いることができる。

ウ 各戸の番号は、中高層建物の場合にあっては、8「中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例」の例によるものとし、連続住宅の場合にあっては、都心または地方的中心に最も近い住戸を起点として一定の方向に順序よくつけるものとする。ただし、すでに住戸の番号が一定の基準によって順序よくつけられているものについては、そのまま用いることができる。

エ 団地内の管理事務所及び集会場等の公共施設並びに分譲住宅及び一戸建住宅等中高層建物以外の建物等については、4「街区符号のつけ方」により街区符号をつけ、その住居番号については、当該街

区の建物等につけられる住居番号と重複しないよう留意して、5「住居番号のつけ方」に定める一般の例により整然とつけるものとする。この場合、上記の建物に棟番号がつけられているときは、ウに定める連続住宅の場合の例により各戸の番号をつけるものとする。

オ (2)のイの団地設計によらない他の建物等の住居番号のつけ方は、5「住居番号のつけ方」に定める一般の例によるものとするが、当該街区の建物等につけられる住居番号と重複しないよう留意すること。

(4) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとすること。

	町 名	街区符号	住居番号
東京都〇〇区市	〇〇町〇丁目	〇 番	〇 - 〇 号
			↑ ↑

(棟番号) (各戸の番号)

(注) 状況によっては、街区符号を省略してもさしつかえない。この場合の住居表示のしかたは、次の例のとおりとすること。

	町 名	住居番号
東京都〇〇区市	〇〇団地	〇 - 〇
		↑ ↑

(棟番号) (各戸の番号)

8 中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例

団地設計によらない中高層建物で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居の用途に供するもの及び店舗、事務所、倉庫その他建物としての用途に供することができるもので住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、次のとおりとすること。

(1) 住居番号のつけ方

ア 建物の道路への主たる出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせ

住居番号とすること。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。

イ 一街区の中にある中高層建物について一定の基準により順序よく棟番号がつけられている場合には、7「団地における住居表示の特例」の住居番号のつけ方に準じ、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とすることができる。

(2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとすること。

ア (1)のアの場合

	町 名	街区符号	住居番号
東京都〇〇区(市)	〇〇町〇丁目	〇番	〇-〇号
			↑ ↑
			(基礎番号) (各戸の番号)

イ (1)のイの場合

	町 名	街区符号	住居番号
東京都〇〇区(市)	〇〇町〇丁目	〇番	〇-〇号
			↑ ↑
			(棟番号) (各戸の番号)

9 住居表示台帳

(1) 区市町村は、住居表示を行なう区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口または通路を表示した住居表示台帳を作成し、保管すること。

(2) 住居表示台帳は、縮尺500分の1によるものとし、縮尺3,000分の1の都市計画図を基礎として別紙1に準じて街区ごとに作成すること。この場合には、適宜な縮尺をもって各街区の位置図を別紙2に準じて町単位に作製し、町単位につづられる500分の1の街区の図面の上に添付すること。

(3) 住居表示台帳の仕上寸法は、日本工業規格に定めるB4(257×364)によって調整すること。

10. 住居表示旧新対照表及び住居表示新旧対照表

区市町村は、住居表示旧新対照表を別紙3に準じ、住居表示新旧対照表を別紙4に準じて、住居表示を行なう区域ごとに作成すること。

11. 住居表示新旧対照案内図

区市町村は、住居表示新旧対照案内図を別紙5に準じて、住居表示を行なう区域ごとに作成すること。



第2 表示板の基準

区市町村が、住居表示を行なう区域の区市町村名、町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者または占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）を表示する場合には、表示板の設置場所、寸法並びに文字、数字の書体及び表記法は、都の区域内を通じて統一し、その表示板の材質及び色彩等については区市町村が選ぶこと。

1. 街区表示板

区市町村が、街区表示板を設置する場合には、次によるものとする。

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者及び諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角附近の建物等の適当な箇所または標柱にはりつけ、原則として、表示板の下端が地上おおむね1.6mになるようにするものとする。この場合において街区表示板の周辺1m以内に他の表示板等がないように留意して設置すること。

(2) 寸法及び表記

ア 区市町村名の表記を必要とするものの寸法は、別紙6のとおり、縦660mm、横120mmとし、縦の表記とすること。この場合、区市町村名の「区、市、町、村、」町の名称の「丁目」は表記することができ、街区符号の「番」は表記しないこと。

イ 区市町村名の表記を必要としないものの寸法は、別紙6のとおり、縦560mm、横120mmとし、その他はアに準拠すること。

(3) 文字及び数字の書体

ア 区市町村名及び、町の名称に使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用いること。ただし、彫刻による等の工作の関係からやむをえない場合には「中丸ゴシック体」を用いることができること。

イ 街区符号及び住居番号の表示に使用する数字は、アラビア数字とし、その書体は、ユニバース・メデュウムを用いること。

(4) 色 彩

表示板は二色をもって構成し、次のとおり一色は地色とし他の一色は文字、数字その他地色以外の部分（以下「地色以外の部分」という。）の色とすること。

地色と地色以外の部分の色の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和するものでなければならないこと。

ア 地色以外の部分の色は、日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1 「色の三属性による表示方法」による明度 8 以上の無彩色か明度 8 以上で彩度 2 以下の淡色とすること。

イ 地色は、別紙 7 に掲げる 10 種類の範囲内において採用するものとすること。

(5) 材 質

街区表示板は、容易に腐朽または褪^{たい}色しない材質のものにより作製しなければならないこと。

(6) そ の 他

ア 国際観光等の点で便宜をはかる意味から区市町村名及び町の名称をローマ字によって表示しようとする場合は、街区表示板の下に密着して別紙 8 のとおり補助板をつけて行なうものとすること。ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メジウムを用い、色彩については、補助板の地色は表示板の地色以外の部分の色の例により、ローマ字及び数字の色は、表示板の地色の例によること。

イ 街区表示板に広告を附属させることは好ましくない。財政上その他やむをえない事情により広告をつける場合には次のとおり広告の規制を行なうものとすること。

(ア) 広告は、縦 120 mm、横 120 mm の補助板により街区表示板の下に中心を揃えて設けること。

(イ) 色採については、ローマ字及び数字の補助板の例によることが適当であること。

2. 住居番号表示板

建物等の所有者、管理者または占有者が住居番号を表示する場合には、次によるものとすること。

(1) 表示場所

住居番号表示板は、門または玄関のおおむね1.6mの高さの歩行者が見やすい場所につけるものとする。この場合、大きな建物にあっては、その設けられる住居番号表示板の大きさに比例して適当な高さで歩行者から見やすい場所につけるものとする。

(2) 寸法及び表記

ア 住居番号表示板は、縦60mm、横120mmの寸法で横の表記としたものを用いることを原則とすること。表記法について標準的なものを示すならば、別紙9のとおりであること。なお、大きな建物にあっては、その建物の大きさに比例して大きなものを用いることが適当であること。

イ 第1「住居表示の実施基準」の7「団地における住居表示の特例」の(3)及び8「中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例」の(1)のイの場合には、街区符号及び棟番号を表記した別紙9による表示板並びに各戸の番号を表記した別紙10による表示板によることが適当であること。

ウ 第1「住居表示の実施基準」の8「中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例」の(1)のアの場合には、街区符号及び基礎番号を表記した別紙9による表示板並びに各戸の番号を表記した別紙10による表示板によることが適当であること。

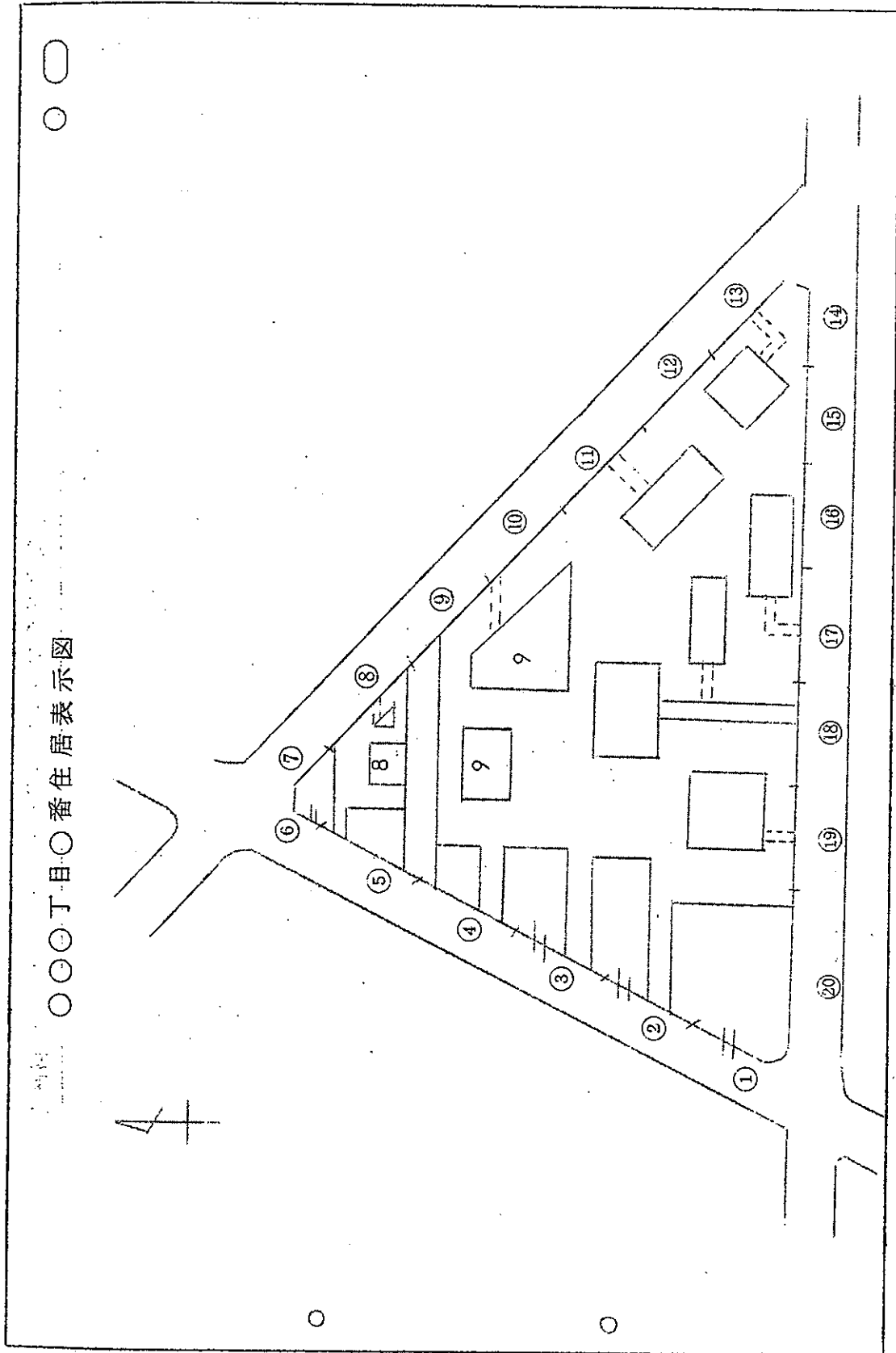
エ イの棟番号が、既につけられている棟番号と一致する場合並びにイ及びウの各戸の番号が、既につけられている住戸番号と一致する場合には、当該棟番号及び当該住居番号の表示板をもって、当該建物等の棟番号及び各戸の番号の表示板にかえることができること。

オ 建物等の所有者等が、アからエまでに掲げる表示の方法によらないで表示しようとする場合（たとえば、建物の壁面へのうめこみ、数字のみの取付あるいは建物の木地に直接塗書する等による場合）にあっても、その数字の大きさ及び書体は、上記によるように努めること。

(3) その他

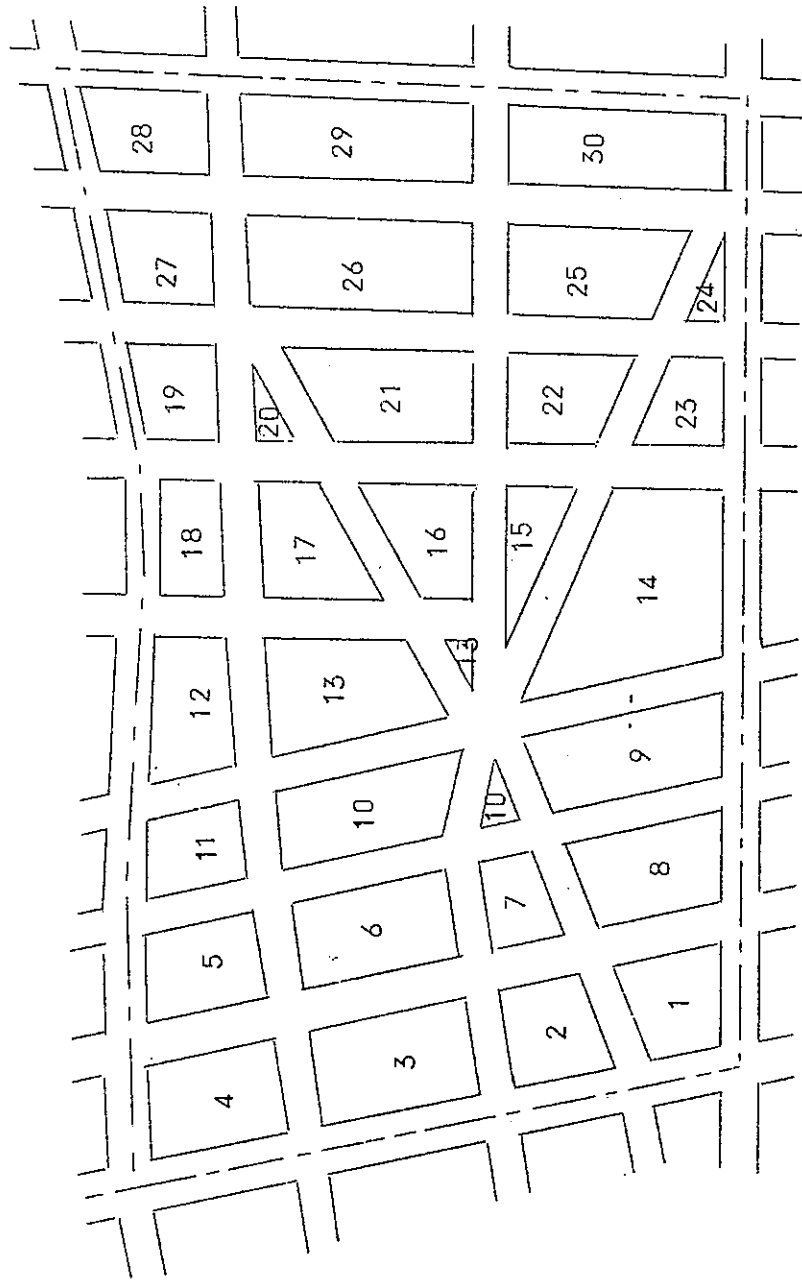
ア 数字の書体、色彩及び材質等については、街区表示板の例によること。

イ 中高層建物の棟番号は、他の棟番号の設置場所に関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然とつけるものとする。



(注) 街区の境界線は、細い実線をもって表記すること。

〇〇〇丁目街区位置図



凡 例	

(注) 町の境界線は登記所の公図の筆境と一致するように定めること。

別紙 3

住居表示旧新対照表

旧町名		新住居表示			摘 要
旧番地	世帯主氏名	町 名	街区 符号	住居 番号	

(注) 仕上寸法は、J.I.S.に定めるB5によるものとする。

別紙 4

住 居 表 示 新 旧 対 照 表

新 町 名					
新住居表示		世帯主氏名	旧 住 居 表 示		摘 要
街区 符号	住居 番号		町 名	番 地	

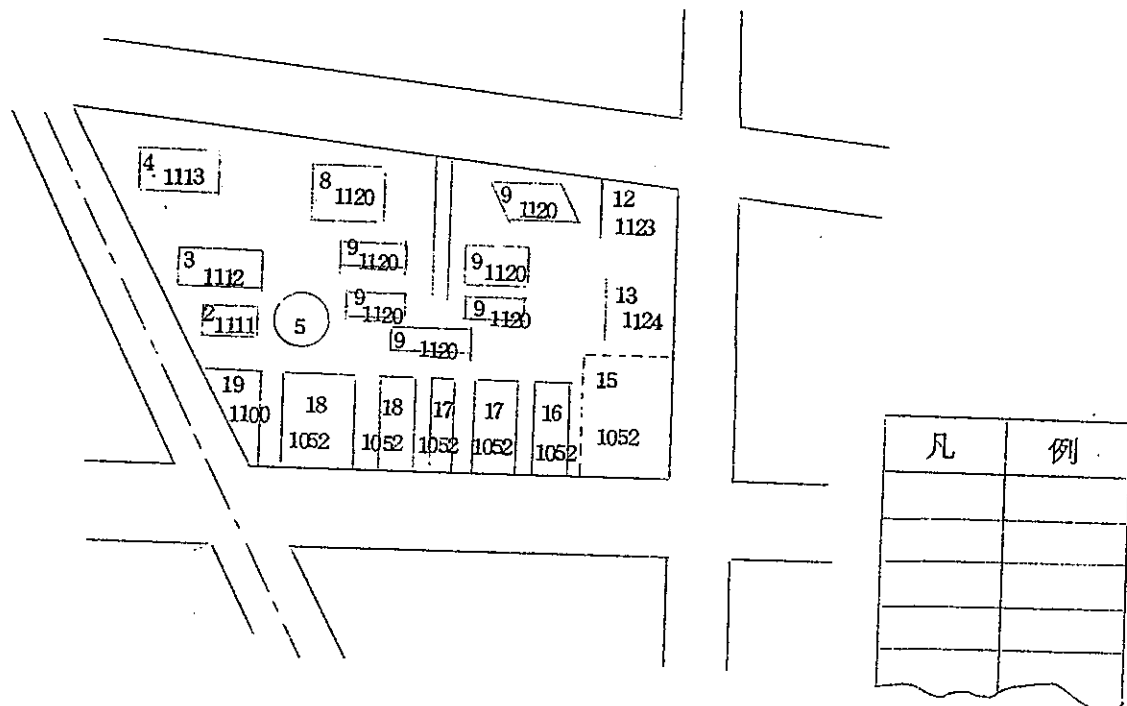
(注) 仕上寸法は、J I Sに定めるB 5によるものとする。

住居表示新旧対照案内図

年 月 日施行

〇〇〇区〇〇一丁目，二丁目……

住居表示新旧対照案内図



- (注) 1. 住居表示新旧対照案内図の仕上寸法については，全実施区域の面積に応じて適宜に定め，縮尺の表示は要しないこと。
2. 住居表示新旧対照案内図に用いられる基本となる線は黒色とし，道路は黄色，河川は空色を用い，新町界線，街区の境界線，新町名，街区符号及び住居番号は赤色をもって表記し，旧町界線，旧町名及び番地は黒色をもって表記すること。

区市町村名表記位置指定

単位：mm

区市町村名の「区」、「市」、「町」、「村」の文字の表記は、次の例によること。

- (1) 「区」、「市」、「町」、「村」を含む字数が2字の場合は、1欄目と3欄目に表記。
- (2) 「区」、「市」、「町」、「村」を含む字数が3字の場合は、三つの欄にそれぞれ表記。
- (3) 「区」、「市」、「町」、「村」を含む字数が4字の場合は、(A)の寸法はそのままとし、文字は平体を用い、字間は等間隔にすること。

「区」の文字を表記することでもできるが、その場合には、(A)の寸法はそのままとし、文字は平体を用い、字間は等間隔にすること。

区市町村名を表記しない場合の寸法線

その他の寸法、位置は、変化しないこと。

町名表記位置指定

町名の丁目の数字は和数字とし、「丁目」の文字を表記する場合は次の例によること。

- (1) 「丁目」を含む字数が5字の場合は、(B)の寸法はそのままとし、字間を等間隔にすること。
- (2) 「丁目」を含む字数が6字の場合は、六つの欄にそれぞれ表記
- (3) 「丁目」を含む字数が7字及び8字の場合は、(B)の寸法はそのままとし、文字は平体を用い字間は等間隔にすることができること。

- (4) (3)によりがたいときは「丁目」を略記することができるが、その場合は「丁目」を略記する場合」の街区表示板にすることができること。

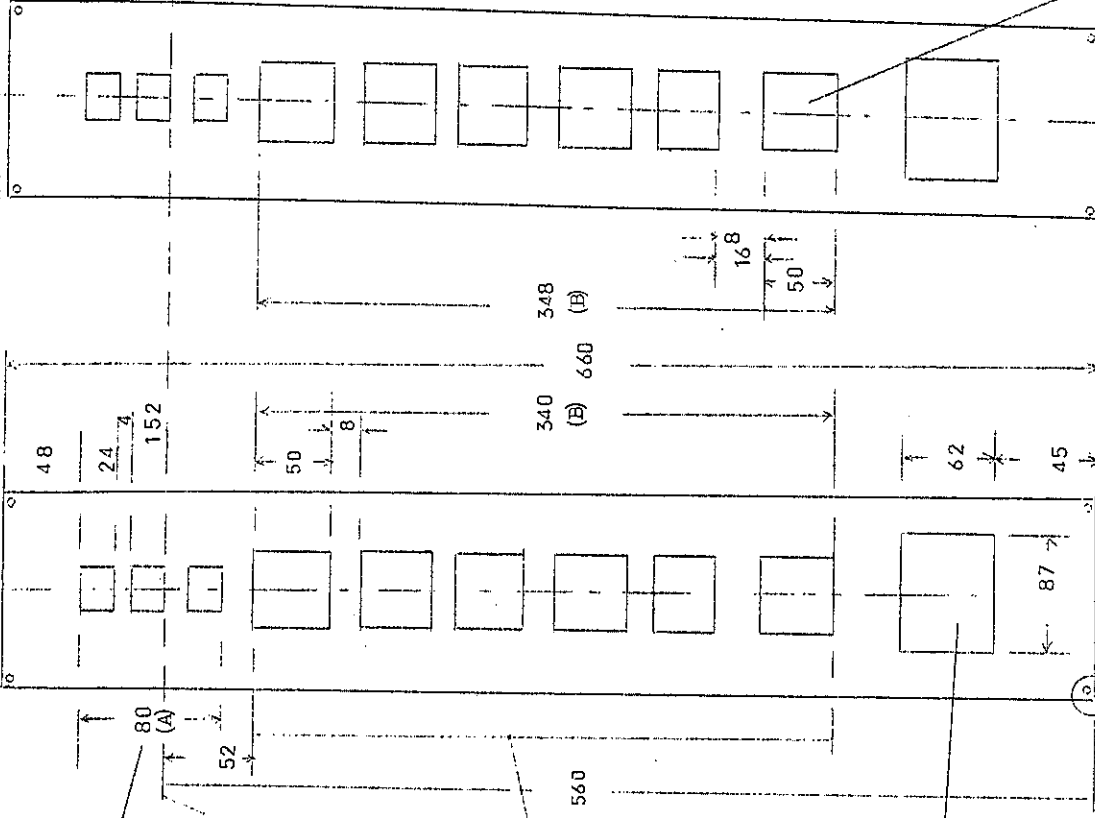
街区符号表記位置指定

アラビア数字とし、その位置は中心振分けとすること。

角のR

材料、工作法その他の理由で、Rの必要なき場合は最小限のRにすること。

丁目を略記する場合



丁目略記位置指定

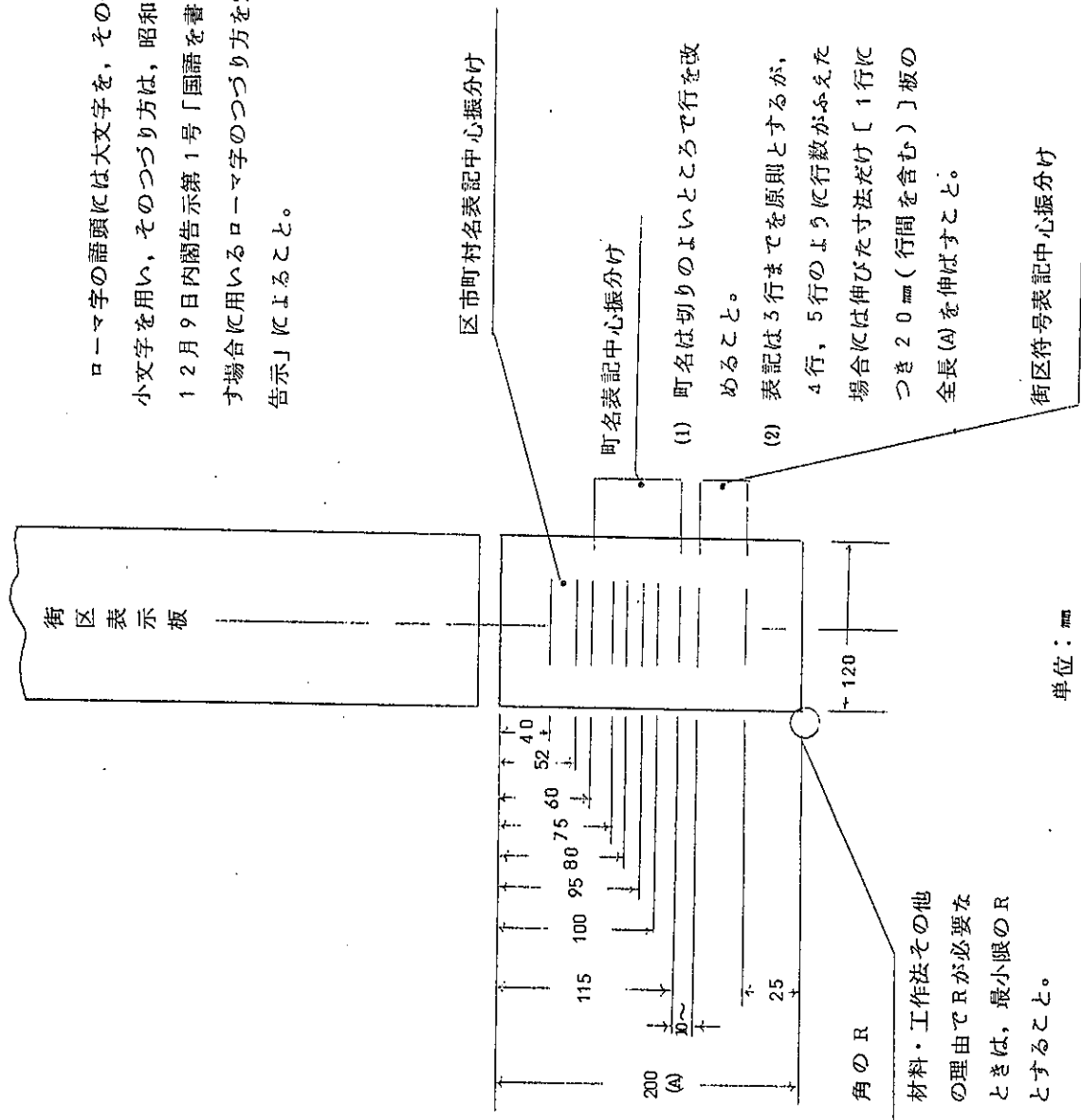
「丁目」を略記する場合は、和数字を用い、「三丁目」は

「三」と表記すること。

色 採 指 定

慣用色明表示 (JISZ 8102)	色の三属性による表示 (JISZ 8721)
灰	色 N 4
うす 赤	5 R 6/4
暗 い 茶	10 R 4/5
黄	10 YR 5.5/4.5
暗 い 黄 緑	5GY 5/5.5
に ぶ 緑	10 G 5/5.5
青	2.5 BG 4/8
青味黒(鉄色)	7.5 BG 2/2
暗 い 青	2.5 PB 2.5/7
うす 青 紫	7.5 PB 6/8

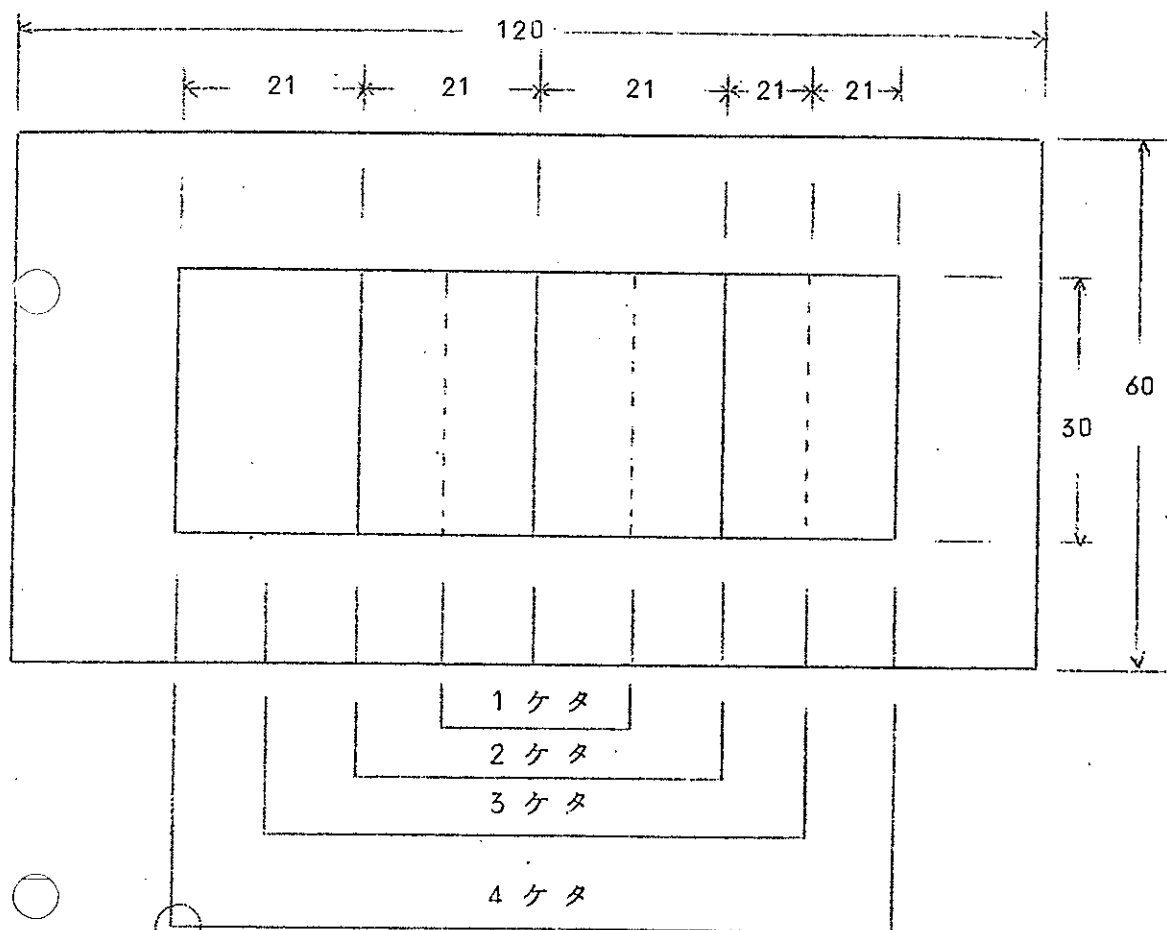
ローマ字による街区表示板





住居番号表示板 (その2)

単位: mm



住居番号表記位置指定

各戸の番号の表記は、アラビア数字とすること

角の R

材料, 工法その他の理由で R が必要なときは
最小限の R とすること。